

千葉地方最低賃金審議会会議公開要綱

第1条 この要綱は、千葉地方最低賃金審議会及び専門部会（以下「審議会等」という。）の公開に関し、千葉地方最低賃金審議会運営規程（以下「運営規程」という。）及び千葉地方最低賃金専門部会運営規程（以下「部会運営規程」という。）の定めによるほか、その具体的な取扱いについて定める。

第2条 運営規程第6条及び部会運営規程第5条に基づく会議の公開又は非公開の決定は、審議会等の会議において行う。

第3条 公開する会議の開催日時、場所及び傍聴人の応募の受付については、会議の開催日の14日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）に、千葉労働局のホームページ等に掲載する。

第4条 会議の傍聴を希望する者は、会議の開催日の7日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）の午後5時までに、葉書または電子メールにより事務局（労働基準部賃金室）あてに申し込むものとする。

2 希望者1人の申込みについて、申込書1枚を提出するものとする。ただし、介助者が必要な場合は、申込書にその旨及び介助者の氏名を記入するものとする。

第5条 傍聴者は、原則として5名以内とし、傍聴を希望する者がこの数を超える場合は、抽選とすることができる。

2 抽選結果については、当選者に葉書書面または電子メールで通知する。ただし、緊急の場合は電話で通知することがある。

3 傍聴は申込者（抽選の場合は当選者）本人のみとする。ただし、前条第2項に規定する介助者についてはこれを認める。

第6条 傍聴人には「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を周知させるものとする。

2 審議中に「審議会傍聴に当たっての遵守事項」に反する行為があれば、是正を求め、従わない場合は退室を求める。

第7条 報道関係者による会議中の撮影及び録音は、原則として認めないものとする。

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、審議会等に諮って会長及び部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和27年8月3日から施行する。

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようにしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 ~~携帯電話・ポケットベル等~~ パソコン、携帯電話等通信機器の電源は必ず切って傍聴してください。
- 4 写真撮影や~~録音、録画ビデオカメラ、テープレコーダー等~~の使用はできません。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害となるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言動に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗竿、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは会場内に持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないでください。
- 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、会長及び千葉県最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、上記の各事項に反する行為を行うものについては、主宰者は、その者を退場させることがあります。

千葉地方最低賃金審議会会議公開要綱

第1条 この要綱は、千葉地方最低賃金審議会及び専門部会（以下「審議会等」という。）の公開に関し、千葉地方最低賃金審議会運営規程（以下「運営規程」という。）及び千葉地方最低賃金専門部会運営規程（以下「部会運営規程」という。）の定めによるほか、その具体的な取扱いについて定める。

第2条 運営規程第6条及び部会運営規程第5条に基づく会議の公開又は非公開の決定は、審議会等の会議において行う。

第3条 公開する会議の開催日時、場所及び傍聴人の応募の受付については、会議の開催日の14日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）に、千葉労働局のホームページ等に掲載する。

第4条 会議の傍聴を希望する者は、会議の開催日の7日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）の午後5時までに、葉書または電子メールにより事務局（労働基準部賃金室）あてに申し込むものとする。

2 希望者1人の申込みについて、申込書1枚を提出するものとする。ただし、介助者が必要な場合は、申込書にその旨及び介助者の氏名を記入するものとする。

第5条 傍聴者は、原則として5名以内とし、傍聴を希望する者がこの数を超える場合は、抽選とすることができる。

2 抽選結果については、当選者に書面または電子メールで通知する。ただし、緊急の場合は電話で通知することがある。

3 傍聴は申込者（抽選の場合は当選者）本人のみとする。ただし、前条第2項に規定する介助者についてはこれを認める。

第6条 傍聴人には「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を周知させるものとする。

2 審議中に「審議会傍聴に当たっての遵守事項」に反する行為があれば、是正を求め、従わない場合は退室を求める。

第7条 報道関係者による会議中の撮影及び録音は、原則として認めないものとする。

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、審議会等に諮って会長及び部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月6日から施行する。

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようにしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 パソコン、携帯電話等通信機器の電源は必ず切って傍聴してください。
- 4 写真撮影や録音、録画はできません。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害となるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言動に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗竿、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは会場内に持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないでください。
- 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、会長及び千葉県最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、上記の各事項に反する行為を行うものについては、主宰者は、その者を退場させることがあります。